(明治廿三年一月廿一日第三種郵便物認可)

時事新報

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百十一號
明治廿六年三月廿四日　金曜日
(庚申)
(西暦一千八百九十三年)
日出入(午前五時四十一分 午後五時五分)
月出入(午前九時 午後九時四十五分)
(朔)午後九時二十二分
(滿)午後九時四十五分

時事新報社
東京麻布區南部町二十番地
明治二十六年三月廿四日

時事新報の實業論

我開國既に四十年殊に王政維新以來は專ら西洋の文明主義に從ひ百般の國事面目を改めて新日本の名を成すに至りし程の次第なれども其面目を改めたるものは多くは政治法律學問教育等精神上の事にして實業の區域には見る可きもの甚だ少なし政體は立憲に變じて帝國議會を開き綸れもなき文明の政を行ひながら商賈工業の社會は今尚昔之を舊時の町人職人に一任し士流學者の度外視する所と爲りて曾て改進の實を見ず偶ま其間に人物の出るとあるも高線中の一紅、世間に之を認る者なく全面の風光寂々寥々として氣焰を吐かざるみを不釣合の沙汰なれ之を要するに日本の開國は唯是れ無形精神上の開國にして實物界は今日尚ほ鎖國の中に在りと云ふ可し然るに忍る可きは人事の大勢にして斯くまでに人に見捨てられたる實業も近年は次第に發達して外國貿易の如きは輓近十年間に二倍半の增加を現はし隨て內國の製造業も之に伴ふて進歩し其勢は嚴冬積雪の中既に春陽の發動を催はすもの〳〵如し此時に當りて我商工社會の人は進退を如何す可きや退て積雪中に蟄伏して僅に呼吸せんとするか進で春陽に乘じて羽翼を修さんとするか其一身の利害のみならず國運の關する所なり我社ゐ〳〵に見る所あり開國以來の情勢を論じて實業社會の實を詳にし以て今後の大方針を示さんが爲め實業論一編を草し本月末より十數日間ゐれを時事新報紙上に掲げて大方の教を乞はんとす

時事新報

行政整理調査委員

本日の紙上に記したる如く政府にては今回內閣及び各省より各一人を擧げて都合十人の同委員を命じたるに付ては右の委員は行政の各部に就き長短輕重宜しきに隨て調査を遂げ其調査の結果は政府の改革と爲りて實際に發表するゐとならん行政の整理と云へば何か込入りたる事柄の如くなれども取りも直さず政府の改革を行ふゐとにして詰り冗員を減じ冗費を省くの二事に過ぎず別に面倒の事にも非ざる可しと雖も實際に於らざるは何ぞや蓋し政府部內に所謂情實の行はるゝは數年來のゐとにして其情實ゐと即ち冗員冗費の源因なれば情實を其儘にして單に冗員冗費を除くゐとは到底望む可らず從來の有樣を見るに政府が情實の爲めに人を任用するときは其人は實際無能のものにても友人の情誼として之を認むるに忍びず即ち冗員を見るの原因にして既に人を用ふるときは假令ひ冗員にても之を給するに俸金を以てせざる可らず即ち其結果として冗費を生ぜざるを得ず冗員冗費は互に因果を爲して相伴ふのみならず其冗員が無事閑散に苦しみ政府の部內に事を求め又ゐれを倉る其結果の外に顯はるゝものは即ち紫文と爲り新事業と爲りてなす〳〵無益に人民を煩はし無益に政費を增すは年來の常態にして甚だしきは人の爲めに官を設けたる例さへなきに非ず彼の元老院の如き今は既に廢されたれども其設置は老朽の老物を養ふが爲めに外ならずして冗員冗費の最も著しきものと云はざるを得ず左れば其情實みな政府の身中に宿る百病の根源にして冗員冗費も病候の一に外ならざれば其根源を拾せずして病を驅るは難かる可し政府の當局者が今度の改革を思ひ立つに當り本來の大眼目は唯政府の權力を維持して政を行ふの一事に在りと觀念して此一事の爲めには眼を瞑じ情を殺して年來の情實を一掃するの覺悟ありや否や果して其覺悟さへあれば改革の前途も艱みなきに非ざれども我輩の見る所にては其覺悟も覺束なしと思はるゝは論より證據、今度の委員の任命に在り政府の當局には大臣ゐり又次官ゐり行政の調査整理は尋常一樣の政務のみ其人々みを自から責任を負ふて斷行す可き筈なるに其責任者の外に故さらに委員を出したるは即ち情實の本色を顯はしたるのみならず又その委員十名の中に就て見るも自から情實內の人なきを期す可らず情實の大臣が情實の委員を命じ以て情實を驅らんとするは到底望む可らざるみとして其調査の結果も自から知るに足る可し左れば調査委員の設けも之を其設けなきに比すれば幾分の效能ゐするは疑ふ可らずと雖も之に望むに上々の結果を以てするは不可なり中を望む尙ほ未可なり恐らくは中の下を以てして漸く失望を免るゝに近からんかなれども是れとても我輩の倫に保證するみと能はざる所なり要するに政府の情態は前述の次第にして一回の調査ぐらゐにて效を見る可きに非ず明年も明年も又その明年も手を代へ品を代へて幾回も調査を遂げ次第に濁皮を剝ぐが如くにして始めて目的を達す可きのみ故に我輩は今回の調査委員に對して毫も多を望まず世人と共に氣を永くして其效を數年の後に期せんと欲する者なり

官報

○文部省令第二號
市町村立小學校ニ代用スル私立小學校又ハ設立以來三箇年ヲ經過シ北海道廳長官府縣知事ニ於テ一箇年以上進歩ノ成績アリト認ムル私立小學校ニ於テ一箇年以上進歩員ノ職ニ在リシ者ハ明治二十四年(十一月)文部省令第十九號小學校教員檢定等ニ關スル規則第四條第一款ニ準シ取扱フコトヲ得
明治二十六年三月二十三日　文部大臣井上毅

文部省令第二號參照
文部省令第十九號小學校教員檢定等ニ關スル規則(明治二十四年十一月十七日)抄錄
第四條　正教員ノ檢定ヲ請フ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
一　進歩員ノ免許狀ヲ有シ一ケ年以上公立小學校教員ニ在リシコト但第七條第七號ニ該當スル者ハ除ク
第七條　甲種ノ檢定ハ左ニ掲ゲル者ニ與ヘ之ヲ行フモノトシ第九條乃至第十二條ニ掲クル科目及其程度ノ參照シテ其学力及經歷ヲ判定スルモノトス但第九條乃至第十二條ニ掲クル者ハ檢定ノ行フモノトシ第九條乃至第十二條ニ掲クル者ハ檢定ノ行ハルモノトス但修學校教員ニ關スル檢定ノ之ヲ行ハス
第十條　其他學校令ノ規定ニ從ヒ文部大臣ノ認ムル者
第十一條　檢定ハ學科試驗ニ關シ府縣知事ニ委任シ其他ノ事ハ文部大臣ニ於テ之ヲ行フ
第十二條　檢定ニ關シ必要ナル事項ハ文部大臣ノ定ムル所ニ從フ
第十三條　檢定ニ關シ必要ナル事項ハ文部大臣ノ定ムル所ニ從フ
第十四條　檢定ニ關シ必要ナル事項ハ文部大臣ノ定ムル所ニ從フ
第十五條　本則ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出スヘシ
第十六條　本則第九條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出スヘシ
第十七條　本則第十條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出スヘシ
第十八條　明治十二年文部省第十四號布達明治十三年文部省第八號布達及明治二十五年勅令第十二號小學校教員檢定等ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

○文部省令第三號
明治二十四年(十一月)文部省令第十九號小學校教員檢定等ニ關スル規則第十條ニ左ノ事項ヲ追加ス
一　教授方法
二　教授ノ順序及時間
三　教育ニ關スル事項ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
一　本則第九條ニ掲クル者ハ進歩員ノ免許狀ヲ有シ一ケ年以上公立小學校教員ニ在リシ者
二　第七條ニ掲クル者ハ進歩員ノ免許狀ヲ有シ二ケ年以上公立小學校教員ニ在リシ者
三　教員養成學校及師範學校ノ第一部ニ於テ刑期滿了後三年ヲ經過セル者
四　教育學校令第一條ニ掲ル學校ニ於テ刑期滿了後三年ヲ經過セル者
五　本則ニ掲ル三回以上罰金ヲ受ケ二年ヲ經過セル者
六　損害賠償ヲ爲シ罰金刑ヲ免ルル者ハ二年ヲ經過セル者
七　第三項第四項第五項第六項ニ掲ル者ハ後見人トナス者
八　婦人ニ在リテハ夫ヲ有シ夫ノ家ヲ管理セル者
九　第三項第四項第五項第六項ニ掲ル者ハ後見人トナス者
第二條改正
左ノ條ノ場合ニ於テハ其校ノ教員ヲ許サス但教員校其他項ニ掲ル者ハ其許ノ教ヲ免モノトス
一　本則第十條ニ掲ル者ハ其校ノ教員ヲ許サス但教員校其他項ニ掲ル者ハ其許ノ教ヲ免モノトス
二　婦人ニ在リテハ夫ヲ有シ夫ノ家ヲ管理セル者
三　教員養成學校及師範學校ノ第一部ニ於テ刑期滿了後三年ヲ經過セル者
四　正當ノ理由ナクシテ本則第九條ノ立合フヲサルトキ
五　本則第三條第一項ニ依リ願書ニ承諾書又ハ承諾ヲ得ル能ハサル旨ハ補充セサルトキ
第十五條　本則第四條ニ依リ所轄鑛山監督官ノ立合フヲサルトキ
第十六條　本則第九條ニ犯シタル者ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス
附則
第十七條　砂鑛採取法實施以前ニ差出シタル砂鑛採取願書ニシテ同法實施ノ日迄ニ許可ヲ受ケサルモノハ總テ無效トス
第十八條　明治十二年工部省第十四號布達明治十三年工部省第八號布達及明治二十五年勅令第十二號小砂鑛採取法實施ノ日ヨリ廢止ス
(以下書式略ス)

○警察令第四號
明治二十三年(五月)警察令第十一號遊技場取締規則中左ノ通改正ス
明治二十五年三月二十三日　警視總監男爵田安賢

第二條改正
左ノ條ノ場ニ在リ遊技場ノ開設ヲ許サス但開設後其各項ニ掲ル者ハ其許ノ教ヲ免モノトス
一　未成年ノ白痴狂人及酒酔者ニシテ後見人ナキ者
二　婦ニシテ夫ノ家管ナキ者
三　教育學校令第一條ニ掲ル學校ニ於テ刑期滿了後三年ヲ經過セル者
四　本則ニ掲ル三回以上罰金ヲ受ケ二年ヲ經過セル者
五　損害賠償ヲ爲シ罰金刑ヲ免ルル者ハ二年ヲ經過セル者
六　第三項第四項第五項第六項ニ掲ル者ハ後見人トナス者
七　婦人ニ在リテハ夫ヲ有シ夫ノ家管ヲ爲スノ家業ヲ營ム者
八　第三項第四項第五項第六項ニ掲ル者ハ後見人トナス者
第三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ左ノ事項ヲ警視廳ニ屆出ルコト
一　受ケタル許可證及其他ノ書類ヲ添ヘルコト
二　遊技場ノ構造ヲ詳ニスルコト
三　遊技場ノ名稱ヲ詳ニスルコト
四　遊技場ノ所在地ヲ詳ニスルコト
五　遊技場ノ開業ノ年月日ヲ詳ニスルコト
六　遊技場ノ開業ノ年月日ヲ詳ニスルコト
七　遊技場ノ開業ノ年月日ヲ詳ニスルコト
八　遊技場ノ開業ノ年月日ヲ詳ニスルコト
第四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第二十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第三十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第四十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第五十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第六十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第七十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第八十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第九十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十二條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十三條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十四條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十五條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十六條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十七條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十八條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百二十九條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百三十條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百三十一條改正
遊技場ニ開設セントスル者ハ其住所ヲ管スル府縣知事ニ願書ヲ提出シ其許可ヲ受ケタル上ニ非ラサレハ開業スヘカラス
第百三十二條改正